

平成29年度第4回理事会議事録（正）

一般社団法人 海洋会

1. 日 時 平成30年3月19日（月） 14:00～16:15
2. 場 所 東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル701・702号会議室
3. 議 案
 - 第1号議案 平成30年度第98回定時社員総会開催日について
 - 第2号議案 平成30年度事業計画（案）について
 - 第3号議案 平成30年度収支予算書（資金収支）（案）及び基本財産の一部取り崩しによる流動資産への繰り入れについて
 - 第4号議案 平成30年度正味財産増減予算書内訳表（案）について
 - 第5号議案 東京海洋大学校友会の設置に伴う海洋会としての支援・協力について
 - 第6号議案 海本規3-1-1個人情報保護管理規程の改定について
 - 第7号議案 海洋会創立100周年記念行事開催に向けての特設委員会設置について

4. 報告事項

- (1) 「基本ポートフォリオ」に基づく投資信託のリバランスについて

5. 出席者（50音順、敬称略）

理 事

石津 則昭	石田 隆丸	井手 祐之	今村 洋一	遠藤 充
岡本建之介	河原 健	葛西 弘樹	神田 一郎	久門 明人
小山 智之	鈴木 三郎	高橋 孜	平塚 惣一	増田 恵
三宅 庸雅	山田 隆紘	山本 勝		

監 事

甲斐 定彦
桑田 守

オブザーバー

国土交通省海事局海技・振興課 船員教育室長 村松 智司

6. 議事の経過及びその結果

- (1) 事務局から、本日の理事会は、理事定数20名のところ出席者18名で、定款38条の規定により本会は成立していること、甲斐定彦監事並びに桑田守監事が出席されていることが報告された。
- (2) 定款39条の規定により会長が議長となり議事を進めた。まず、議事録について議長から「法令の定めるところにより、出席した代表理事及び監事が議事録

に記名押印することが義務付けられている。なお、押印については、事務局が作成した議事録(案)をメールで送付するので確認頂き、必要箇所を訂正のうえ返送願ひ、事務局で議事録を作成させる。その後議事録(正)を郵送するのでご確認戴き、記名押印ののち返送戴きたい」と説明した。

(3) 議案の審議

配布資料の確認後、以下の通り議案が審議された。

第1号議案 事務局から、「定款第19条(招集)により、社員総会の開催日の決定は理事会の議決事項になっており、平成30年度第98回定時社員総会の開催日を6月15日(金)16時00分～ 海事センタービル 401・402会議室で行う」旨、説明を行った。その後、本議案につき議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

第2号議案 事務局から「配付資料-1<平成30年度事業計画(案)>にて、平成30年度事業計画(案)は、平成29年度事業計画とほぼ同じ内容の事業計画となっているが、現在、東京海洋大学では、平成30年4月から運用開始を目指して「東京海洋大学校友会」を設立する計画が進んでいる。設立の経緯等詳細については、この後第5号議案において説明するが、執行組織の中には、海洋会専務理事が理事として参画して、校友会との連携を図っていくことを来年度事業計画に加えた」旨、説明を行った。その後、本議案につき議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

第3号議案 事務局から「配付資料-2<平成30年度収支予算書(資金収支)(案)>を示し、平成29年度の予算案では、事業活動収入は7,182万円でしたが、平成30年度の予算案は、5,346万円となっており、1,836万円減少することを予想している。

その主な要因の1つは、基本ポートフォリオのリバランスを行った結果、基本財産利息収入が1,580万円減少すること。また、会費収入が3,300万円から271万円減少して3,028万円になることが予想されるからである。一方、事業活動支出は、平成29年度予算案では、6,375万円でしたが、平成30年度予算案では、6,554万円となっており、その差179万円の増加となっている。平成30年度の事業活動支出が増加する主な要因は、海事センタービル修繕費180万円、神戸支部冷却塔更新工事費260万円が大きく影響していることによる。基本財産利息収入と会費収入が減少すること、反対に事業活動支出が増加することで、事業活動収支差額は-1,208万円のマイナスとなってしまう。ローマ数字Ⅱの欄の投資活動収入の欄を見ると基本財産取崩収入3,200万円が計上されている。この3,200万円について説明する。第105回利付国債(5年)は、平成29年6月20日償還

されて、3,200万円が入金された。これは、公益目的支出の一環として、東京海洋大学海洋工学部並びに神戸大学海事科学部に対して過去4年間に亘り特定寄附を行っており、その最後の年に当る平成28年度に、特定寄附金として充当する為に3,200万円を確保しておいたものであるが、平成28年度(28/4/1~29/3/31)国内公社債・国内投資信託の分配金が2,170万円あったことより、この償還金3,200万円は特定寄附金として使用されることなく、基本財産として残されていたものである。先の平成30年度収支予算書(資金収支)(案)で、平成30年度の事業活動費が増加した要因は、海事センタービル修繕費180万円、神戸支部冷却塔更新工事費260万円の出費が影響していることを説明したが、この2つの工事費は臨時の出費であることを考慮して、償還金3,200万円の中から充当すること、また平成30年度は実質の事業活動収支差額がマイナスにならないように、3,200万円を流動資産へ繰り入れることを御了解頂きたい」と説明した。更に、「今後も会費収入は減少していくことが予想されるので、平成31年度以降の事業計画については、事業計画の見直しを行い、収益増加、並びに経費縮減を行っていく」と補足説明を行った。その後、本議案につき、議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

〈主な質問と回答〉

- ・(理事)平成30年度の事業計画は事務局提案通りで進めるとして、31年度以降については基本財産を維持しながら事業を進める上では、収入と支出のバランス分(1千万程度の削減)を考慮した計画作成が必要であると云えるが、具体的な内容について教えて頂きたい。
- ・(事務局)かなりの収支改善策を考えないといけないが、例えば、年5回の会誌の発行回数を減らすことなどにより事務局人件費の削減も考えられる。加えて過去本部フロアの一部を賃貸したように、収益増のアイデアも考えたい。これらにより事業計画の見直しも必要になるだろうし、定款の変更等も考慮する必要があると云えるが、31年度の前年度策定の日程を考慮すると本年夏過ぎまでには事務局案を作成したいと考えている。

第4号議案 事務局から「配付資料-3<平成30年度正味財産増減予算書内訳表(案)>にて、平成24年4月1日に一般社団法人に移行し、その時内閣府に対して32年間で公益目的支出として605,827,585円を返却することが届けられている。一般社団法人へ移行後6年目に当る平成30年度は1,682万円を返却する計画となる」旨の説明を行った。その後、本議案につき、議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

〈主な質問と回答〉

- ・(委員) 事業計画の見直しに即して、公益目的支出の見直しは可能なのか。
- ・(事務局) 平成30年度は、29年度と同じ事業計画としていることから、1,682万円を返却する計画となっている。当然のことながら、事業計画の見直しを行い、その金額が変更される場合は内閣府に届け出ることが必要になる。

第5号議案 事務局から「配付資料-4 <全学的校友会の構成イメージ図(案)>にて、現在東京海洋大学では、平成30年4月から運用開始を目指して『東京海洋大学校友会』を設置することが計画されている。竹内学長は、『東京海洋大学校友会』設置の必要性について、下記内容で趣旨説明を行った。

海洋大学統合以来、在学時のミッションに注力し、その成果、検証のみを重視していたが、此れからは将来に向けた東京海洋大学像を実現するために、今必要なこととして次の5項目を掲げる。

- ① 大学のミッションに対する満足度、達成感を知るための卒業後の学生データの整備、蓄積
- ② 入学前から卒業後の一貫したデータ収集による大学に対する卒業生等のニーズ把握
- ③ 新学部発足を機に各学部ブランドから展開する海洋大ブランドの確立
- ④ 海外を含んだグローバルな卒業生ネットワークの構築、企業社会との更なる実践的な連携強化
- ⑤ 数値的データのみでない、在学生、教職員、卒業生等の全てを包括するコミュニティー形成による付加価値の醸成

初めて大学側から東京海洋大学校友会を設置する計画があるとの説明を受けたのは、平成29年3月27日でした。東京海洋大学校友会が設置されたら、これまでの海洋会と大学側との関係はどうなるのか、海洋会と設置された校友会とは今後どのような関係になっていくのか等について、今日まで数回に亘って議論を重ねてきた。結果、次の内容で大学側と事案の確認をするに至った。

- (i) 東京海洋大学校友会は、大学側のガバナンスの一環(これまで行ってこなかった卒業生の状況把握等)として設置されるものと理解するので、同窓会組織である海洋会として設置に対して、とやかく意見を述べる立場にはない。
- (ii) 東京海洋大学校友会が設置されても、海洋会と大学側との関係は今まで通り変わらない。
- (iii) 東京海洋大学校友会は、同窓会組織に代わるものではなく、また新学部同窓会設立とリンクするものでない。
- (iv) 校友会の主な業務の一つとして「卒業生の名簿等の一元管理」が挙げられているが、この名簿の中には、海洋会が組織している会員の名簿は含まれず、海洋会からの名簿の提供も必要とされない。
- (v) 海洋工学部合格通知書の中に海洋会准員への入会案内書を同封することと、入学式当

日に准員への入会活動を行うことは、今まで通りとし、校友会が組織化されても何ら変わることはない。

- (vi) 海洋会は独立した同窓会機能を有する海事団体として、大学の企図する校友会組織の一員に定義づけられる団体校友に属することは合理性に欠け、これまで通りの関係のまま（即ち団体校友とはならず）校友会への支援、協力、情報交換を行っていくことで機能を果たしていきたいと主張、大学もこれを了承した。これを明確にするため、大学作成の全学的校友会の構成イメージ図（案）に海洋会との関係を加えたものである。

従って、海洋会は「東京海洋大学校友会」の中の団体校友とはならず、団体校友の枠の外から今まで通り校友会への支援・協力、並びに情報交換を行っていくことになる。また、大学側から「東京海洋大学校友会」執行組織の中に理事として参画して欲しい旨要請されていることに対しては、海洋会専務理事を参画させることで、本理事会の御承認を戴きたい」と説明を行った。その後、本議案につき、議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

〈主な質問と回答〉

- ・(委員) 構成イメージ図（案）では、海洋会が団体校友の枠外に位置しているが、これでは学生から見てどのような組織であるか理解できないと思われる。従って、団体校友の枠内に入り、楽水会と同じ位置づけとして、大学校友会に支援・協力・情報連携すべきと考える。
- ・(事務局) 現時点において、大学校友会と団体校友との関係がどのようなものか分からないことから、まずは、団体校友の枠外に位置し、執行組織の理事に当会の専務理事を充ててその関係を見極める必要があると考えている。
- ・(委員) 大学校友会の主な業務に「卒業生の名簿等の一元管理」を挙げているが、海洋会の名簿とは別々に管理され、重複しないと考えるか。
- ・(事務局) 過去の卒業生の名簿については、大学としてもその管理は難しいだろうと思われ、実質的には重複はしないと考えている。従って、必要となる場合は、当会と楽水会との情報交換／連携に頼ることになると見ている。
- ・(委員) これから入学する学生は、校友会と海洋会のどちらかに入るのか。
- ・(事務局) 校友会には全員入会し、海洋会入会は自由となる。また、校友会への入会時の会費は必要なしとしている。
- ・(委員) 海洋会の役割は、支援・協力となっているが、具体的にはなにか。
- ・(事務局) 例えば、海外インターンシップへの支援（企業との仲介・現地での学生との懇親など）や、ランチセミナーの開催、明治丸ガイド（ボランティア活動）などがある。
- ・(委員) 財政的な支援も含まれるのか。
- ・(事務局) これまでも行ってきたように、大学からの要請等により公益目的支出

のなかで寄付を行っていくということはあり得るが、この度の校友会設立にあたっては、大学から財政的な支援はなんら求められていない。

- ・(委員) 東京海洋大学の同窓会に関する事項(学部毎に同窓会を持つ事/楽水会と海洋会の関係/同窓会の一本化)については、まだ決定しておらず、懸案事項となっているとの理解で良いか。
- ・(事務局) 全くその通りである。
- ・(委員) 明らかに大学としては同窓会を一本化したいとの意思が見える。海洋会が大学に対して「対決モードを強く出して、名簿を出さない」と言っても、学生側からみると良い印象は持たないだろうし、小さな大学なのに同窓会がいくつもあることに違和感を持つとの声を聞く機会がある。海洋会は、東京と神戸で組織されているが、海洋大の同窓会を一つにするとの方向性を持って、団体校友の枠内に入りリードしていくべきと考える。従って、事務局案には反対である。
- ・(委員) 大学が提示した「全学的校友会の構成イメージ図(案)」において、団体校友の枠外にあるというメッセージが出てしまうことに違和感があるので、枠内に入っても良いのではないか。
- ・(事務局) 大学の言う「団体校友」とは何か、この枠の中と外で支援・協力・情報交換を行っていくことの違いは何なのか、これまでの大学との協議でも明確な説明が得られていない。(大学も歩きながら考えていこうというのと、対外的に大学のガバナンスの一環として卒業生の情報管理をきっちり行っていく校友会ネットワークが構築されたことを示さんがために団体校友という枠組みをもうけたいという意図がみえる)事務局としては委員のもつイメージとは逆に、東京海洋大学の校友会の枠組みにすっぽり取り込まれるイメージの強い「団体校友」のほうが、東京のみを母校としない同窓会機能を有する海事団体として違和感が強い。これが事務局として「団体校友」に入らないとした理由で、大学も当会としての事情は理解し了解したものであるのご理解をお願いしたい。
- ・(事務局) 新学部を含む大学の同窓会問題(将来の一本化構想を含む)は何度も言うように、今回の校友会問題とは切り離して今後大学当局、関係先と協議していくことになるので、この点も理解してほしい。
- ・(委員) 海洋会は、元東京・神戸商船大学を支援するためにその卒業生で組織された団体であり、事務局の提案通りで良いと考える。
- ・(委員) 事務局の提案通りとしておき、今後注意深く見ていきたい。
- ・(事務局) 以上の意見を踏まえ、海洋会は団体校友の枠外に位置して校友会に支援・協力をしていく事、海洋会専務理事を参画させることの2点をご了解頂いた。勿論、大学が提示した「全学的校友会の構成イメージ図(案)」の関係を事務局として注視し、必要な都度、各委員会、理事会に報告し審議をお願いしたい。

第6号議案 事務局から「配付資料－5・6＜海本規3－11個人情報保護管理規程（改定案）並びに個人情報の取扱いに関する同意書＞の改定に関し、海洋会は、会員約11,000名の名簿を管理しているが、その中で「個人データの第三者との共同利用」について、次のような規定がある。

(i) 「海本規3－11個人情報保護管理規程」第6条第5項（利用目的の公表）、第15条（第三者との個人データの共同利用）、第16条第6項（管理体制）には、共同利用が出来る条文が記載されている。

(ii) 海洋会へ入会を申し込む際に記入する「入会申込書」には、『個人情報の取扱いに関する同意書』第5項「個人データの第三者との共同利用」が謳われており、その共同利用者は ①東京海洋大学海洋工学部 ②神戸大学海事科学部 ③海技教育機構海技大学校本科 であることが明記されています。

(iii) 海洋会ホームページの個人情報保護方針についての欄には、個人データの第三者との共同利用が明文化されています。

然しながら現今、個人情報保護管理について厳格な運用が期待される状況下、管理規程にある母校といえども第三者への情報提供、共同利用は慎重であるべきであり、誤用や曖昧な運用を排除することが望ましい。現状を鑑みると、

① 現在に至るまでこれら第三者との共同利用の実績はなく、将来もその予定は考えられない。

② 現行のルールにある個人データの共同利用については、共同利用の定義や範囲が明確ではなくこれら第三者といえども個人情報保護管理の厳格な運用が要求される現況下、今後の曖昧な運用を排除する為にも、削除が望ましい。

③ 来年度スタートする東京海洋大学校友会の「卒業生の名簿等の一元管理」は、海洋会のもつ会員名簿は含まれないことが確認されており、海洋会の「個人情報保護管理規程」の中に共同利用が謳われていることと矛盾する。

因って、今回「海本規3－11個人情報保護管理規程」の共同利用関係条文、並びに関連条文は削除することで御承認を戴きたい」と改定の理由について説明を行った。

その後、本議案につき、議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

第7号議案 事務局から「海洋会創立100周年記念行事開催に向けての特設委員会設置について、次のように趣旨を『海洋会の沿革を遡れば、1875年（明治8年）11月1日「私立三菱商船学校」が設立され、その揺籃期を経て、1897年（明治30年）3月25日会員190人をもって組織された「商船学校校友会」に端を発します。その後1920年（大正9年）8月12日「神戸高等商船学校」が創立されたことを受けて、同年8月30日「社団法人商船学校校友会」として設立されました。以後1938年（昭和13年）6月25日「社団法人校友会」は「社団法人海洋会」に、更に2012年（平成24年）4月1日「一般社団法人海洋会」へ改称され、今日に至っています。従いまして、今年（2020年）8月30日「社団法人商船学校校友会」として設立されて以来98年目になりますが、東京

オリンピックが開催される 2020 年 8 月 30 日には、創立 100 周年という節目の年を迎えます。創立以来 100 周年という節目の年に、海洋会として 100 周年の記念イベントを開催する幕か否か、平成 30 年 2 月 26 日開催された企画委員会、平成 30 年 3 月 12 日開催された会務委員会において委員からの意見を聴取し、特設委員会を設置して検討すべきとの提言がありました。特設委員会の設置については、海本規 2-03 <委員会規程> 第 3 条（審議事項）には、会長が特に必要と認めたときに設置することが出来るが、委員長は理事会の推薦による、と明記されています。企画委員会、並びに会務委員会からの提言に基づき、特設委員会を設置して、検討を行っていききたい』と説明した。その後、本議案につき、議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

〈主な質問と回答〉

- ・（事務局）企画委員会及び会務委員会で議論し、
 - ① 会の過去と未来が俯瞰できるテーマの設定、
 - ② 全国各支部も巻き込んだ全員参加型の行事、
 - ③ 学生や若い会員の参画を重要なコンセプトとすることが望ましいとの意見で一致した。
- ・（委員）記念イベントを行う場合、地方でまとまりをもったものにすべきと考える。例えば、九州地区でのまとまりなど。
- ・（事務局）今年の 8 月 30 日（海洋会創立）で 100 周年まで 2 年となり、時間も限られてくるので、秋には特設委員会を設けたい。
- ・（委員）創立から 100 年までの歴史が分かる、形あるものを作成し、会員に配るのも良いと思う。
- ・（委員）鹿児島での支部創立 50 周年の歴史を DVD に作成した。若い人は、活字を好まない傾向にもあるので、DVD は費用も安価にできるので提案したい。
- ・（事務局）本件は、各位のご意見を踏まえ、進めていきたい。

（4）報告事項

報告事項（1） 事務局から「配布資料-7 <保有する投資信託のポートフォリオ>を示し、平成 29 年度第 3 回理事会で承認された『資産管理運用規程（改定）』にある基本ポートフォリオに基づく投資有価証券の運用方法に則り本年 2 月に実施したものであり、徐々に目標としたリバランスに向けて進めていきたい」と報告した。

（5）村松智司船員教育室長ご挨拶

海事局村松智司船員教育室長から、海洋会の活動（海事普及・後輩の指導）への謝意を戴いた。

以上をもって本理事会の議事が終了したので、議長は 16 時 15 分に閉会を告げた。

(配布資料)

- ・ 配付資料－ 1 平成 30 年度事業計画 (案)
- ・ 配付資料－ 2 平成 30 年度収支予算書 (資金収支) (案)
- ・ 配付資料－ 3 平成 30 年度正味財産増減予算書内訳表 (案)
- ・ 配付資料－ 4 全学的校友会の構成イメージ図 (案)
- ・ 配付資料－ 5 海本規 3－1 1 個人情報保護管理規程 (改定案)
- ・ 配付資料－ 6 個人情報の取扱いに関する同意書
- ・ 配付資料－ 7 保有する投資信託のポートフォリオ

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、代表理事及び出席監事がこれに記名押印する。

平成 30 年 3 月 26 日

一般社団法人 海洋会

議長・代表理事 山本 勝 印

出席監事 甲斐 定彦 印

出席監事 桑田 守 印

海洋会の沿革を遡れば、1875年（明治8年）11月1日「私立三菱商船学校」が設立され、その揺籃期を経て、1897年（明治30年）3月25日会員190人をもって組織された「商船学校校友会」に端を発します。その後1920年（大正9年）8月12日「神戸高等商船学校」が創立されたことを受けて、同年8月30日「社団法人商船学校校友会」として設立されました。以後1938年（昭和13年）6月25日「社団法人校友会」は「社団法人海洋会」に、更に2012年（平成24年）4月1日「一般社団法人海洋会」へ改称され、今日に至っています。従いまして、今年（2019年）は1920年（大正9年）8月30日「社団法人商船学校校友会」として設立されて以来98年目を迎えることになります。

次に、会員の母校である両商船大学の設立から大学統合に至るまでの歴史に触れてみることにします。

東京商船大学の前身は、1875年（明治8年）11月1日「私立三菱商船学校」が設立されたことに遡ることが出来ます。そしてその後長い間通信省所管であった「商船学校」は1925年（大正14年）4月1日文部省所管となり、校名も「東京高等商船学校」と改称されました。そして1945年（昭和20年）4月「東京高等商船学校」は、「神戸高等商船学校」「清水高等商船学校」と共に3校は統合されて「高等商船学校」が設立、1949年（昭和24年）11月30日には国立大学設置法の一部が改正されて文部省所管「商船大学」に移行、1957年（昭和32年）4月1日には「東京商船大学」と改称されるに至りました。そして「国立大学構造改革の方針」の流れのなかで2003年（平成15年）10月東京商船大学と東京水産大学は統合し、半年後の2004年（平成16年）4月1日には、海洋科学部と海洋工学部の2つの学部を持つ「国立大学法人東京海洋大学」へ移行されました。更に2017年4月1日には、現在品川キャンパスにある海洋科学部と越中島キャンパスにある海洋工学部に加えて、海洋環境科学科と海洋資源エネルギー学科の2つの学部を持つ第3番目の学部「海洋資源環境学部」が品川キャンパス内に設立されました。

神戸商船大学の前身は、1917年（大正6年）9月「私立川崎商船学校」に遡ることが出来ます。その後、1920年（大正9年）8月12日「私立川崎商船学校」は、文部省が所管する「神戸高等商船学校」と改称されます。そして1945年（昭和20年）4月「神戸高等商船学校」は、「東京高等商船学校」「清水高等商船学校」と共に3校は統合されて「高等商船学校」が設立されました。そして1952年（昭和27年）5月国立学校設置法の一部を改正して神戸商船大学を創設する法案が国会において可決成立したことを受けて、同年「神戸商船大学」が誕生しました。その後「国立大学構造改革の方針」の流れのなかで2003年（平成15年）10月に神戸商船大学は神戸大学に統合され、神戸大学の11番目の学部として「海事科学部」が発足、半年後の2004年（平成16年）4月1日には国立大学法人へと移行されました。

現在、東京海洋大学では、平成30年4月から運用開始を目指して「東京海洋大学校友会」を設置することが計画されています。海洋会は独立した同窓会機能を有する海事団体として、「東京海洋大学校友会」の中の団体校友とはならず、団体校友の枠の外から今まで通り校友会への支援・協力、並びに情報交換を行っていくことにします。また、「東京海洋大学校友会」執行組織の中には、海洋会専務理事を理事として参画させることで校友会との連携を図っていくことにします。

現在、海洋会は多くの課題に直面しています。若者の入会者数の減少、高齢化とこれに伴う会員数の減少、これを受けて必然的に会費収入は右肩下がりに減少していく状況にあります。これらの事項も含めた平成30年度の活動目標を次の通りとします。

- ① 一般社団法人としての海事社会への寄与
- ② 新規会員加入、登録会員会費納入促進等による会費収入の増加
- ③ 支部活動の活発化、若者の支部活動参画の促進
- ④ 学生、教職員との間に立った産学の橋渡し、母校並びに学生との関係強化
- ⑤ 組織の互助機能強化による会員の福利促進

第1. 事業関係

平成30年度は、一般社団法人に移行して6年目を迎えることとなります。公益目的支出に計画している事業は、昨年度と同様に(継1) 船員・海事に関する調査研究、(継2) 講演会の開催、(継3) 海事の普及活動、の3つの継続事業です。

(1) 船員・海事に関する調査研究

従来から常設委員会である「海事問題調査委員会」を中心として、その時々々の海事社会の動きに合わせて、調査研究対象の課題を取り上げてきました。平成30年度も「海事問題調査委員会」を中心として、調査研究を行っていきます。

(2) 講演会の開催

各支部が行っている講演会活動は、「公益目的支出計画」事業として位置付けており、本年度も従来通り重要な活動のひとつとして継続していきます。

(3) 海事の普及活動

東京海洋大学海洋工学部、神戸大学海事科学部、独立行政法人海技教育機構、海洋会支部と連携を図りながら、広く一般公衆の海や船への理解と関心を高める活動を中心に、海事産業における次世代人材確保の為の活動を積極的に行っていきます。以下は、従来からの継続事業です。

- ① 重要文化財「明治丸」並びに「百周年記念資料館」一般公開への支援
- ② 神戸大学海事科学部附属「海事博物館」一般公開への支援
- ③ 海洋会支部活動の一環として行われる関連イベントへの支援

(4) 会誌「海洋」の発行

会誌「海洋」は、年5回の発行を維持します。

会誌「海洋」を関係先へ継続して贈呈していきます。

(5) 会館の運営

今後とも本部、横浜並びに神戸の会館を公益及び収益事業活動の一環として運営を行っていきます。

(6) 会員の福利促進

会員の就職並びに転職については、インターネット版「求人情報提供サービス」をHPに構築し運営しています。会員の求人情報提供のサービスを行っていきます。

(7) 母校との交流強化並びに支援の継続

- ① 卒業時に優秀学生に「海洋会賞」を贈呈する。
- ② 学生の海事普及のための部活動、諸行事(学生祭)等を支援する。
- ③ 大学が計画する海外インターンシップへの支援、協力を行う。
- ④ 学生を対象とするランチセミナーを実施する。
- ⑤ 海技教育機構練習船が所蔵する「海洋会文庫」に図書を贈呈する。
- ⑥ 産官学の交流の橋渡しを行う。

第2. 会務関係

- (1) 社員総会、理事会、企画委員会、会務委員会、海事問題調査委員会、編集委員会等の開催
- (2) 会員入会環境の変化に対応したWEB版会員管理システムの機能向上
- (3) 会員に関する情報の整備と精度向上
- (4) ホームページからの発信と充実
- (5) 越中島キャンパス内に設置した「海洋会」掲示板を利活用し、教職員及び在学生に対する情報提供を図っていく。

第3. 財務関係

(1) 新入会会員確保の推進並びに会費未納会員の会費入金促進活動

新入会員を獲得するための活動を継続していきます。東京海洋大学海洋工学部では合格通知書の中に「海洋会入会案内及び振込用紙」を同封して送付すると共に、入学手続き並びにオリエンテーション時には、大学側に時間を戴いて准員の入会勧誘を実施します。既卒者である会費未納者への督促対策として、会員管理システムの機能にある会員用WEBサービスシステムや郵便等を利用して、未納会費入金の促進活動を実施していきます。

(2) 財務状況の改善

会員の高齢化、若者の会員数の減少が続いていく状況の中で、経費節減に重きをおいた予算を実行していきます。

増収対策に付いての妙案はないが、当会の財務基盤の基本は飽くまでも会費収入です。東京海洋大学在学学生准員加入者の准員費納入促進活動を強化していきます。

以 上

収支予算書(資金収支) (案)

配付資料-2

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

一般社団法人 海洋会

(単位:円)

科 目	平成30年度予算案	平成29年度予算案	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産等運用収入	5,363,000	21,163,000	△ 15,800,000
基本財産利息収入	5,363,000	21,163,000	△ 15,800,000
会費収入	30,288,000	33,000,000	△ 2,712,000
不動産賃貸収入	14,736,200	14,723,000	13,200
不動産賃貸収入	14,736,200	14,723,000	13,200
会館使用収入	562,000	445,000	117,000
広告料収入	2,224,000	2,397,000	△ 173,000
会誌広告料収入	2,224,000	2,397,000	△ 173,000
会館運営雑収入	68,000	66,000	2,000
雑収入	220,000	30,000	190,000
受取利息収入	0	3,000	△ 3,000
その他	220,000	27,000	193,000
事業活動収入計	53,461,200	71,824,000	△ 18,362,800
2. 事業活動支出			
事業費	49,257,528	47,928,529	1,328,999
役員報酬	2,055,294	2,055,294	0
給料手当	12,944,730	13,209,800	△ 265,070
福利厚生費	1,474,224	1,764,410	△ 290,186
会議費	950,952	1,023,371	△ 72,419
旅費交通費	1,186,624	1,344,594	△ 157,970
通信運搬費	3,544,797	2,586,525	958,272
消耗品費	338,647	512,898	△ 174,251
事務機費	2,225,940	2,090,343	135,597
新聞図書費	183,321	174,547	8,774
修繕費	3,627,310	2,370,213	1,257,097
印刷製本費	6,288,104	6,614,796	△ 326,692
光熱水料	789,620	913,072	△ 123,452
借地料	2,032,312	2,075,573	△ 43,261
借室料	827,594	692,598	134,996
共益費	2,548,140	2,548,140	0
保険料	114,738	78,130	36,608
諸謝金	150,347	150,347	0
租税公課	2,497,160	2,146,418	350,742
母校支援金	2,087,836	2,228,166	△ 140,330
講演会費	268,948	315,940	△ 46,992
事務委託費	453,851	357,204	96,647
清掃費	898,224	1,005,136	△ 106,912
渉外費	118,187	145,097	△ 26,910
会館運営雑費	73,087	65,801	7,286
雑費	1,577,541	1,460,116	117,425

収支予算書(資金収支) (案)

配付資料-2

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

一般社団法人 海洋会

(単位:円)

科 目	平成30年度予算案	平成29年度予算案	増 減
管理費	16,291,584	15,824,935	466,649
役員報酬	1,750,806	1,750,806	0
給料手当	3,866,608	3,945,785	△ 79,177
福利厚生費	440,352	527,031	△ 86,679
会議費	142,096	152,917	△ 10,821
旅費交通費	315,432	357,424	△ 41,992
通信運搬費	942,288	687,557	254,731
消耗品費	152,146	230,433	△ 78,287
事務機費	1,000,059	939,140	60,919
修繕費	590,492	385,849	204,643
印刷製本費	330,953	348,147	△ 17,194
光熱水料	338,408	391,317	△ 52,909
借地料	870,991	889,531	△ 18,540
借室料	354,683	296,828	57,855
共益費	1,092,060	1,092,060	0
保険料	49,173	33,484	15,689
租税公課	1,070,212	919,894	150,318
事務委託費	1,058,987	833,475	225,512
清掃費	384,953	430,773	△ 45,820
渉外費	275,771	338,561	△ 62,790
集金費	845,768	885,791	△ 40,023
雑費	419,346	388,132	31,214
事業活動支出計	65,549,112	63,753,464	1,795,648
事業活動収支差額	△ 12,087,912	8,070,536	△ 20,158,448
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	32,000,000	0	32,000,000
基本財産取崩収入	32,000,000	0	32,000,000
投資活動収入計	32,000,000	0	32,000,000
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	7,096,082	7,367,609	△ 271,527
建物減価償却積立預金取得支出	5,284,984	5,581,574	△ 296,590
備品減価償却積立預金取得支出	906,163	1,031,850	△ 125,687
役員退任慰労引当預金取得支出	637,500	525,000	112,500
退職給付引当預金取得支出	267,435	229,185	38,250
投資活動支出計	7,096,082	7,367,609	△ 271,527
投資活動収支差額	24,903,918	△ 7,367,609	32,271,527
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	12,816,006	702,927	12,113,079
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	12,816,006	702,927	12,113,079

正味財産増減予算書内訳表（案）

配付資料－3

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

一般社団法人 海洋会

(単位：円)

科 目	実施事業等会計				収益事業会計			その他会計				法人会計	合 計
	海事等調査研究	講演会等の開催	海事思想の普及	小計	図書発行	不動産の賃貸	小計	会館運営費	会誌発行	会員の福利増進	小計	法人会計	
Ⅰ 一般正味財産増減の部													
Ⅰ. 経常増減の部													
(1) 経常収益													
基本財産等運用収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,363,000	5,363,000
基本財産利息収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,363,000	5,363,000
会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,288,000	30,288,000
不動産賃貸収入	0	0	0	0	0	14,736,200	14,736,200	0	0	0	0	0	14,736,200
不動産賃貸収入	0	0	0	0	0	14,736,200	14,736,200	0	0	0	0	0	14,736,200
会館使用収入	0	0	0	0	0	0	0	562,000	0	0	562,000	0	562,000
広告料収入	0	0	0	0	0	0	0	0	2,224,000	0	2,224,000	0	2,224,000
会誌広告料収入	0	0	0	0	0	0	0	0	2,224,000	0	2,224,000	0	2,224,000
会館運営雑収入	0	0	0	0	0	0	0	68,000	0	0	68,000	0	68,000
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	220,000	220,000
受取利息収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	220,000	220,000
経常収益計	0	0	0	0	0	14,736,200	14,736,200	630,000	2,224,000	0	2,854,000	35,871,000	53,461,200
(2) 経常費用													
事業費	5,348,782	5,587,988	5,886,425	16,823,195	0	7,679,832	7,679,832	7,295,561	17,522,481	4,270,263	29,088,305	0	53,591,332
役員報酬	342,549	304,488	304,488	951,525	0	304,488	304,488	190,305	494,793	114,183	799,281	0	2,055,294
給料手当	1,008,680	1,344,907	1,344,907	3,698,494	0	2,689,814	2,689,814	840,567	4,370,948	1,344,907	6,556,422	0	12,944,730
福利厚生費	114,875	153,166	153,166	421,207	0	306,332	306,332	95,729	497,790	153,166	746,685	0	1,474,224
会議費	76,513	546,524	218,610	841,647	0	0	0	0	109,305	0	109,305	0	950,952
旅費交通費	135,185	135,185	135,185	405,555	0	240,329	240,329	240,329	165,226	135,185	540,740	0	1,186,624
通信運搬費	403,838	403,838	403,838	1,211,514	0	717,933	717,933	717,933	493,579	403,838	1,615,350	0	3,544,797
減価償却費(建物)	317,099	422,799	422,799	1,162,697	0	475,649	475,649	687,048	951,297	422,799	2,061,144	0	3,699,490
減価償却費(什器備品)	54,370	72,493	72,493	199,356	0	81,555	81,555	117,801	163,109	72,493	353,403	0	634,314
消耗品費	39,263	49,079	49,079	137,421	0	34,356	34,356	24,540	98,159	44,171	166,870	0	338,647
事務機費	258,080	322,600	322,600	903,280	0	225,820	225,820	161,300	645,200	290,340	1,096,840	0	2,225,940
新聞図書費	109,993	36,664	36,664	183,321	0	0	0	0	0	0	0	0	183,321
修繕費	0	295,246	295,246	590,492	0	1,012,273	1,012,273	2,024,545	0	0	2,024,545	0	3,627,310
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	6,288,104	0	6,288,104	0	6,288,104
光熱水料	67,682	90,242	90,242	248,166	0	101,523	101,523	146,644	203,045	90,242	439,931	0	789,620
借地料	174,198	232,264	232,264	638,726	0	261,297	261,297	377,430	522,595	232,264	1,132,289	0	2,032,312
借室料	70,937	94,582	94,582	260,101	0	106,405	106,405	153,696	212,810	94,582	461,088	0	827,594
共益費	218,412	291,216	291,216	800,844	0	327,618	327,618	473,226	655,236	291,216	1,419,678	0	2,548,140
保険料	9,835	13,113	13,113	36,061	0	14,752	14,752	21,308	29,504	13,113	63,925	0	114,738
諸謝金	15,035	30,069	30,069	75,173	0	0	0	0	75,174	0	75,174	0	150,347
租税公課	214,042	285,390	285,390	784,822	0	321,063	321,063	463,758	642,127	285,390	1,391,275	0	2,497,160
母校支援金	1,461,485	0	626,351	2,087,836	0	0	0	0	0	0	0	0	2,087,836
講演会費	0	134,474	134,474	268,948	0	0	0	0	0	0	0	0	268,948
事務委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	453,851	0	453,851	0	453,851
清掃費	76,991	102,654	102,654	282,299	0	115,486	115,486	166,813	230,972	102,654	500,439	0	898,224
渉外費	0	47,275	47,275	94,550	0	23,637	23,637	0	0	0	0	0	118,187
会館運営雑費	0	0	0	0	0	0	0	73,087	0	0	73,087	0	73,087
雑費	179,720	179,720	179,720	539,160	0	319,502	319,502	319,502	219,657	179,720	718,879	0	1,577,541

正味財産増減予算書内訳表（案）

配付資料－3

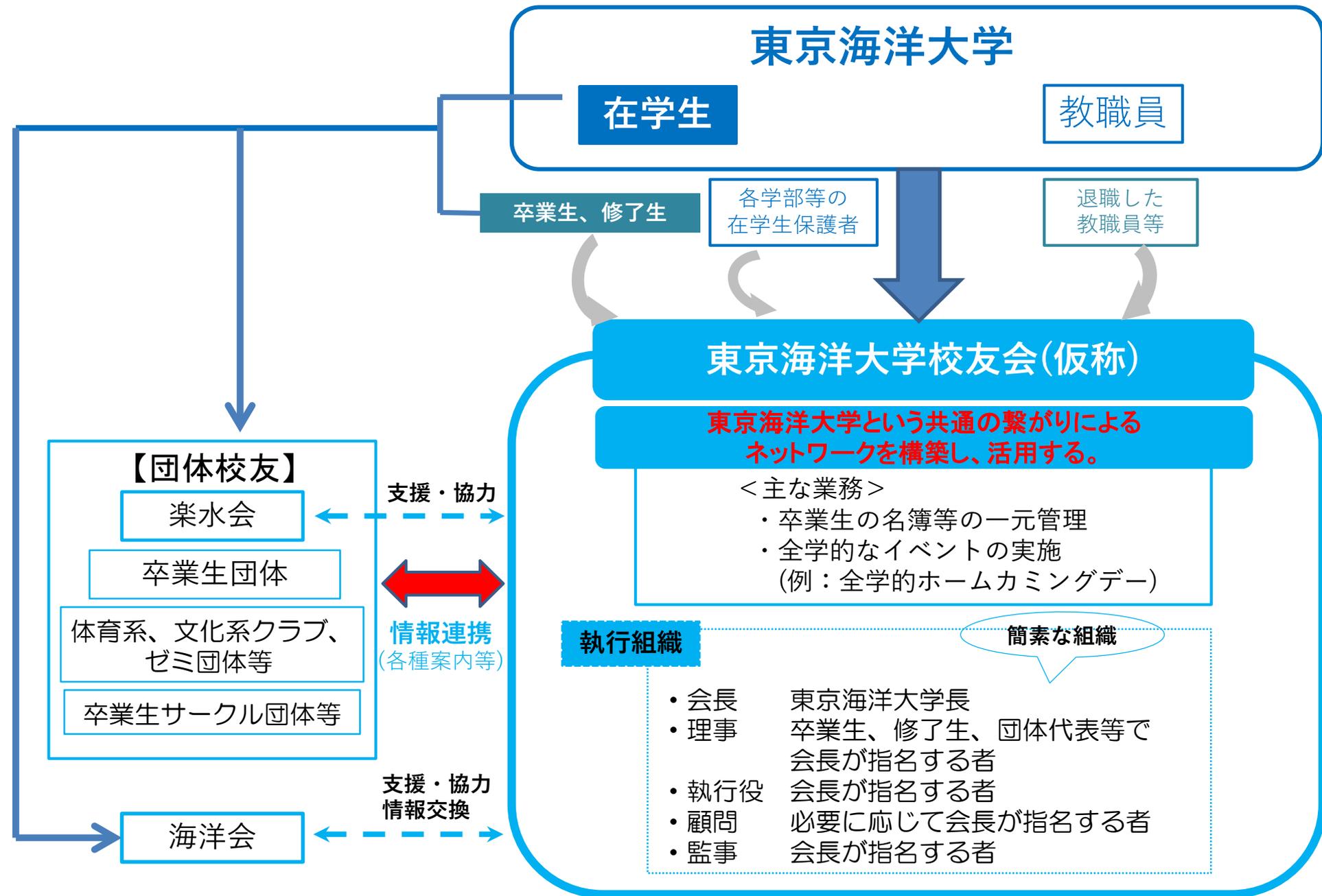
平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

一般社団法人 海洋会

(単位：円)

科 目	実施事業等会計				収益事業会計			その他会計				法人会計	合 計
	海事等調査研究	講演会等の開催	海事思想の普及	小計	図書の発行	不動産の賃貸	小計	会館運営費	会誌の発行	会員の福利増進	小計	法人会計	
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,148,938	18,148,938
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,750,806	1,750,806
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,866,608	3,866,608
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	440,352	440,352
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142,096	142,096
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315,432	315,432
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	942,288	942,288
減価償却費(建物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,585,495	1,585,495
減価償却費(什器備品)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	271,849	271,849
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152,146	152,146
事務機費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000,059	1,000,059
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	590,492	590,492
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	330,953	330,953
光熱水料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	338,408	338,408
借地料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	870,991	870,991
借室料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	354,693	354,693
共益費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,092,060	1,092,060
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49,173	49,173
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,070,212	1,070,212
事務委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,058,987	1,058,987
清掃費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	384,953	384,953
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	275,771	275,771
集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	845,768	845,768
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	419,346	419,346
経常費用計	5,348,782	5,587,988	5,886,425	16,823,195	0	7,679,832	7,679,832	7,295,561	17,522,481	4,270,263	29,088,305	18,148,938	71,740,270
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,348,782	△ 5,587,988	△ 5,886,425	△ 16,823,195	0	7,056,368	7,056,368	△ 6,665,561	△ 15,298,481	△ 4,270,263	△ 26,234,305	17,722,062	△ 18,279,070
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,348,782	△ 5,587,988	△ 5,886,425	△ 16,823,195	0	7,056,368	7,056,368	△ 6,665,561	△ 15,298,481	△ 4,270,263	△ 26,234,305	17,722,062	△ 18,279,070
Ⅱ 経常外増減の部													
(1) 経常外収益													
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用													
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,348,782	△ 5,587,988	△ 5,886,425	△ 16,823,195	0	7,056,368	7,056,368	△ 6,665,561	△ 15,298,481	△ 4,270,263	△ 26,234,305	17,722,062	△ 18,279,070
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	△ 5,348,782	△ 5,587,988	△ 5,886,425	△ 16,823,195	0	7,056,368	7,056,368	△ 6,665,561	△ 15,298,481	△ 4,270,263	△ 26,234,305	17,722,062	△ 18,279,070
Ⅲ 指定正味財産増減の部													
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	△ 5,348,782	△ 5,587,988	△ 5,886,425	△ 16,823,195	0	7,056,368	7,056,368	△ 6,665,561	△ 15,298,481	△ 4,270,263	△ 26,234,305	17,722,062	△ 18,279,070

全学的校友会の構成イメージ図(案)



一般社団法人 個人情報保護管理規程（改定案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人海洋会（以下「本会」という）が取り扱う「個人情報」の適切な保護のための基本規程である。本部の理事、支部長、支部事務責任者、及び本部職員（以下「職員等」といい、嘱託、契約社員、派遣社員を含む）は、本規程に従い「個人情報」を保護しなければならない。

（定義）

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、その他の記述により、特定の個人を識別することができるものをいう。

（2）個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物のうち、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することが出来るように体系的に構成したもの、又は個人情報を一定の規則（例えば五十音順、生年月日順等）に従って整理分類し、特定の個人情報を容易に検索出来る状態においているものをいう。

（3）個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

（4）保有個人データ

本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等の全てを行うことが出来る権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの、又は6ヶ月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

（5）本人

一定の個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（6）個人情報保護管理者

個人情報保護の対策、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。

（7）個人情報管理責任者

個人情報保護管理者を補佐するほか、従業者を監督し、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票の保管・管理等をする者をいう。

（8）従業者

本会の組織内で個人情報の取扱いに従事する者をいう。

（9）預託

本会以外の者にデータ処理等のために、本会が所有する個人情報を預けることをいう。

第2章 個人情報の取得

(取得の原則)

第3条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その利用の達成に必要な限度において行わなければならない。

- 2 新しい目的で個人情報を取得するときは、個人情報管理責任者は個人情報保護管理者の承認を得て行わなければならない。

(取得方法の制限)

第4条 個人情報の取得は、適法、かつ公正な手段によって行わなければならない。

(特定個人情報の取得の禁止)

第5条 次の各号に掲げる内容を含む個人情報の取得、利用又は提供を行ってはならない。

但し、本人の明示的な同意、法令の規定による場合は、この限りではない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉、及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保険医療及び性生活に関する事項

(利用目的の公表)

第6条 個人情報保護管理者は、本会の「個人情報保護方針」、及び次の各号に掲げる事項を本会のホームページに掲載しなければならない。

- (1) 本会の個人情報に関する問合せ及び連絡先
- (2) 取得する個人情報の利用目的
- (3) 個人情報をデータ処理等のために第三者に預託することが予定される場合には、その旨
- (4) 保有個人データに関する利用目的通知、開示、訂正等、利用停止、及び第三者提供停止を要求する権利の存在、並びに本人が当該権利を行使するための具体的な方法

~~-(5) 個人データを第三者と共同で使用する場合は、その旨を、並びに共同して利用される個人データ項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名、又は名称~~

(直接本人から書面等により個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人から書面で直接個人情報を取得する場合、本人に対して、あらかじめ個人情報の利用目的を明示しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、本人以外から間接的に個人情報を取得する場合、個人情報の提供者から適正、且つ公正な手段によって当該情報を取得しているかどうか確認させなければならない。

第3章 個人情報の利用

(利用範囲の制限)

第8条 あらかじめ本人の同意を得ないで、本会が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。但し、以下の場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難なとき
 - (3) 公衆衛生の向上、又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関、又は地方公共団体等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求があった場合で、本人に通知又は公表することにより、当該事務の遂行に支障をきたす可能性があるとき
- 2 個人情報保護管理者の事前承認無しに、個人情報の第三者への預託、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等を行ってはならない。
- 3 業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係わる職を退いた後も同様とする。

(利用目的の変更)

第9条 利用目的を変更しようとする場合、従前の目的と比較して相当な関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えた変更を行ってはならない。

- 2 利用目的を変更する場合は、個人情報管理責任者は、個人情報保護管理者の事前承認を得なければならない。また、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(個人情報の入出力、保管等)

第10条 個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票類の保管・管理は、個人情報管理責任者の指示のもと従業者が行わなければならない。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの正確性の確保)

第11条 個人情報管理責任者は、個人データを利用目的に応じて必要な範囲内において、正確、且つ最新の状態に管理させなければならない。

(個人データの安全管理の確保)

第12条 個人情報管理責任者は、個人データへの不当なアクセス、又は個人データの紛失、破壊、改竄、漏洩等のリスクに対し必要な対策を講じるとともに、その実施、普及、評価、改善に努めなければならない。

(個人情報の委託処理等に関する措置)

第13条 情報処理や作業を業者に委託するために、個人情報を第三者に預託する場合は、個人情報管理責任者は、個人情報保護管理者の承認を得なければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、以下の各号の措置を講じた後、預託先との間で委託に関する基本契約を締結しなければならない。
 - (1) 個人情報管理責任者は、預託先と面接し、預託先の情報処理施設の管理体制を調べ、個人情報保護及び安全管理の水準が本会と同等以上であることを確認すること。
 - (2) 秘密保持・守秘義務等、個人情報の安全管理に関する基本契約案を作成し、理事会の審議を受けること。
- 3 委託中、個人情報管理責任者は、預託先が本会との契約を遵守しているかどうかを確認し、万一契約に抵触する事項を発見したときは、その旨を個人情報保護管理者に報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた個人情報保護管理者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の第三者への提供)

- 第14条 本規程第8条の各号に定める場合を除き、本人の同意なしに個人データを第三者に提供してはならない。
- 2 個人データを第三者に提供する必要がある場合には、個人情報保護管理者の事前承認を得るとともに、個人データの第三者提供について当該本人の同意を得なければならない。

~~-(第三者との個人データの共同利用)-~~

- ~~第15条 個人データを、母校を含む第三者との間で共同利用する場合には、第6条(5)の規定に基づき、ホームページに掲載した範囲で行わなければならない。~~
- ~~2 共同利用者の範囲は、東京海洋大学海洋工学部、神戸大学海事科学部、海技教育機構海技大学校本科とする。~~

第5章 保有個人データに関する本人からの請求に対する対応

(保有個人データの開示及び訂正等を求める権利)

- 第15条 本会が保有している保有個人データについて、本人から開示を求められた場合、個人情報管理責任者は、遅滞なく当該本人に対して本会が保有している当該本人の保有個人データ(当該保有個人データが存在しない場合はその旨)を、書面による方法(当該本人が同意した方法があるときは当該方法)で開示しなければならない。
- 2 本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由により、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、個人情報管理責任者は遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人情報の内容の訂正等を行い、訂正等の後、遅滞なく本人に対して通知をしなければならない。

(保有個人データの利用又は提供の拒否を求める権利)

- 第16条 本会が保有している保有個人データについて、本人からその利用、又は第三者への提供を拒まれた場合、これに応じなければならない。ただし、公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等又は法令に定められている義務の履行のために必要な場合については、この限りではない。

第6章 管理組織・体制

(管理体制)

- 第17条 本会における個人情報管理体制は、個人情報に関する苦情・相談を受けて対応する窓口の常設を含め、次の各号による。
- 2 個人情報保護管理者を1人置くこととし、本部に常勤する専務理事をもって充てる。
 - 3 個人情報管理責任者を1人置くこととし、本部に常勤する事務局長をもって充てる。ただし、事務局長が不在の場合は、専務理事が代行する。
 - 4 個人情報に関する苦情・相談を受けて対応する窓口は、本部事務局とする。
 - 5 保有個人データの各支部への提供に当たっては、個人情報管理責任者は、共同して利用する者の範囲、管理責任者の氏名、管理体制、管理能力を審査し、妥当と認められた場合に提供するものとする。
 - ~~6 保有個人データ共同利用対象の母校への保有個人データ提供に当たっては、母校の管理体制を確認し、妥当と認められた場合に提供するものとし、且つ第6条(5)に従いホームページに掲載するものとする。~~

第7章 研修、事故対応

(研修実施)

- 第18条 個人情報管理責任者は、本会の職員等、その他個人情報の預託先等の関係者に対して、個人情報保護に関する教育・啓蒙を主眼とした研修を行わなければならない。

(事故又は違反への対応)

- 第19条 個人情報保護管理者は、個人情報の漏洩等の事案が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表しなければならない。また、事実関係等の公表の手順について、予め策定しておかななければならない。

第8章 罰則

(罰則)

- 第20条 本会は、本規定に違反した職員等に対して就業規則に基づき懲戒を行わなければならない。
- 2 懲戒の手続きは、就業規則第9章「懲戒」に定める。

第9章 廃棄

(個人情報の廃棄)

- 第21条 印刷物の個人情報を廃棄する場合は、シュレッダーにかけて読み取り不能にした上で、廃棄する。
- 2 個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄する場合は、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去するか、記録媒体を物理的に破壊して廃棄する。
 - 3 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去してから転用する。
 - 4 個人情報の廃棄作業は個人情報管理責任者が行う。

第10章 規程の改廃

(規程の見直し)

第22条 個人情報保護管理者は、経営環境等に照らして、適切な個人情報の保護を維持する為に、必要に応じて本規程を見直し、会務委員会及び理事会の承認を得なければならない。

(改廃)

第23条 本規程の改廃は、理事会の議決を得て、会長が行う。

来歴

平成25年11月15日 制定

平成30年 3月19日 改定

個人情報の取扱いに関する同意書

一般社団法人 海洋会では、「入会申込書」に記載し当会にご提供いただく個人情報の管理について、適切な安全対策を講じ、漏洩、滅失およびき損が生じないようにいたします。つきましては、下記の内容をご理解いただき、同意の上で個人情報を提供くださるようお願いいたします。

1. 個人情報保護方針

- 海洋会は会員個人情報の取得を適切な手段で行い、個人情報の利用は、本会の活動目的を達成するために必要な範囲に限定し、利用目的を超えた利用、提供は行いません。
- 海洋会が保有する個人情報への不正アクセス、紛失、改ざん、および漏洩などのリスクに対し、合理的な安全対策を講じます。
- 会員から個人情報の開示、訂正、提供範囲の変更や削除を依頼された場合は、合理的な範囲で、すみやかに対応します。
- 個人情報に関して適用される法令、規則を遵守するとともに、内部規程を継続的に見直し改善を図ります。

2. 個人情報管理に関する問い合わせ窓口

一般社団法人 海洋会事務局 個人情報管理責任者
〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地
海事センタービル6階
Tel :03-3262-8632 Fax:03-3262-6909
E-mail:honbu@kaiyo-kai.com

3. 個人情報の利用目的

本会の定款に定める各事業を行うために、個人情報を取得し利用します。
以下に主要な具体例を紹介します。

- 1) 本会の事業運営のため
 - ① 会誌、その他文書・書類の発送のため
 - ② 講演会等の参加申込案内送付のため
 - ③ ウェブ版会員名簿作成、サービス提供のため
注：ウェブ版会員名簿は次の項目を表示します。 自宅住所以降の項目は個別に公開

の範囲を右の欄で選択できます。
(公開の範囲は随時選択し直せます)

氏名、性別、学校・学科、卒業年

自宅住所、同電話番号、同FAX番号、メールアドレス、携帯番号、勤務先名、同所属・役職、同住所、同電話番号、同FAX番号

- ④ 印刷物の会員名簿作成、サービス提供のため
(ウェブ版を利用されない会員向け)
 - ⑤ その他本会事業実施に伴う会員への連絡のため
- 2) 会員の福利厚生等のため
 - ① 会員相互の連絡仲介のため
〔例〕同期会開催の支援〕
 - ② 会員葬祭時の弔電・連絡等物故者管理のため
 - ③ 正会員及び准員の就職支援等のための会員との連絡、母校との連携業務のため
 - 3) 本会の管理業務のため
 - ① 会費等の納入管理のため
 - ② 社員選挙など本会の運営管理のため
 - ③ 個人情報に基づく本会運営の意思決定のため〔会員分析 例〕年齢、地域、卒業校、学科、職種等〕

4. 第三者への委託

個人情報データベースの管理業務は、ワンネットシステム株式会社に委託します。

5. 個人データの第三者との共同利用

共同利用者：東京海洋大学海洋工学部、神戸大学
海事科学部、海技教育機構海技大学
校本科

共有する個人データ：

氏名、生年月日、性別、学校・学科、入学期、
卒業年月日、自宅住所、自宅電話番号、自宅メ
ールアドレス、勤務先、勤務先住所、勤務先電
話番号、勤務先メールアドレス

以上

公開範囲の設定欄

個人情報の各項目について、公開の範囲を選択してください。会員名簿に掲載する個人情報は、この選択にもとづいて公開または非公開になります。
公開の範囲（三者択一）は次のとおりです。

- 〔 A：全会員に公開
- 〔 B：同学科同期に公開
- 〔 C：非公開

設定欄（ABCいずれかを するか○で囲む）

個人情報の項目	公開の範囲		
① 自宅住所 ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>
② 自宅電話 ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>
③ 自宅FAX ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>
④ メール1 ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>
⑤ メール2 ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>
⑥ 携帯電話 ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>
⑦ 勤務先名 ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>
⑧ 同 役職 ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>
⑨ 同 住所 ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>
⑩ 同 電話 ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>
⑪ 同 FAX ……	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input type="checkbox"/>

選択完了

※以下の同意書に日付、ご住所、お名前をご記入ください。

同意書

一般社団法人 海洋会殿

私は、個人情報を提供するに際して、上記の個人情報の取扱いに同意いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

I. 平成29年度期首保有公社債・投資信託(2017/3/31現在)

番号	金融商品名	数量	時価@	時価評価額
1	利付国債105回(5年) 0.2% 固定金利 (2017/6/20償還)	320,000	100.09	32,028,800
2	利付国債322回(10年) 0.9% 固定金利 (2022/3/20償還日)	400,000	105.04	42,016,000
3	パン・パシフィック外国債券オープン	46,000,000	6,430	29,578,000
4	DIAM J-REIT オープン(毎月決算コース)	57,739,039	5,478	31,629,446
5	米国リート・プレミアムファンド	14,485,074	5,415	7,843,668
6	BNY メロン・日本株式ファンド市場リスク管理型	75,022,971	10,514	78,879,152
				221,975,065

II. 商品売却と約定金額

番号	売却商品名(2018/1/31売却日)	数量	時価@	時価評価額
4	DIAM J-REIT オープン(毎月決算コース)(全数売却)	57,739,039	4,985	28,782,911
5	米国リート・プレミアムファンド(全数売却)	14,485,074	4,771	6,910,829
6	BNY メロン・日本株式ファンド市場リスク管理型(半数売却)	36,245,296	12,082	43,791,567
				79,485,306

III. 購入商品と約定金額

区分	購入商品名(2018/2/28約定日)	数量	時価@	約定金額
海外債券	ピムコ世界債券戦略ファンド(年1回決算型) Cコース(為替ヘッジあり)	15,086,646	10,972	16,553,068
海外株式	朝日 Nvest グローバル バリューストックオープン(年1回決算)	10,110,823	14,370	14,529,253
海外株式	キャピタル世界株式ファンド(年1回決算)	11,823,936	12,288	14,529,253
海外株式	SMT グローバル株式インデックス・オープン(年2回決算)	17,713,795	16,755	29,679,464
				75,291,037

IV. 平成29年度期末保有公社債・投資信託(2018/2/28現在)

区分	現有商品名	数量	時価@	時価評価額
国内債券	利付国債322回(10年) 0.9% 固定金利	400,000	104.12	41,648,000
国内株式	BNY メロン・日本株式ファンド市場リスク管理型	38,777,675	12,118	46,990,787
海外債券	パン・パシフィック外国債券オープン	46,000,000	6,172	28,391,200
	ピムコ世界債券戦略ファンド(年1回決算型) Cコース(為替ヘッジあり)	15,086,646	10,972	16,553,068
海外株式	朝日 Nvest グローバル バリューストックオープン(年1回決算)	10,110,823	14,370	14,529,253
	キャピタル世界株式ファンド(年1回決算)	11,823,936	12,288	14,529,253
	SMT グローバル株式インデックス・オープン(年2回決算)	17,713,795	16,755	29,679,464
				192,321,023